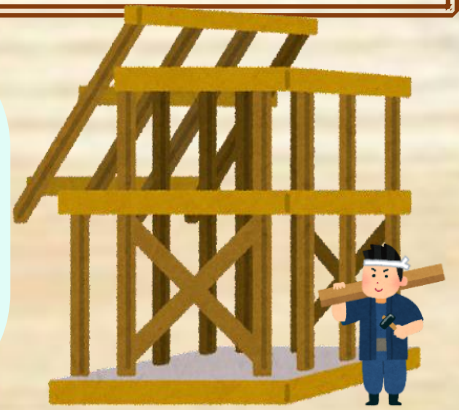


やまぐち 木の家 補助金

～やまぐちの木で家を建てる方を応援します～

令和7年度の受付を
4月1日から開始します！

※予算上限に達した場合は、
申請の受付を終了します。
予算執行状況は県庁HPで公表します。



山口県では、山口県の木を使って家を建てる方を応援するため、
県産木材を使用した住宅へ補助金を実施します。
ぜひ、ご利用ください。

🏠補助対象となる家

山口県の木【優良県産木材】を使って、県内に新築（増築）する
一戸建ての木造住宅

🏠補助金額

25万円（優良県産木材 8m³以上）

＋ さらに！

住宅金融支援機構

地方公共団体と機構が連携

【フラット35】地域連携型



住宅金融支援機構から
借入れをされた場合、
借入金利の引下げ措置
があります。



優良県産木材の
使用量を
10 m³から 8 m³
に緩和します！

【お問合せ先】

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課

山口市滝町1-1(山口県庁9階)

電話 083-933-3395

🏠補助要件等の詳細は、必ずHPでご確認ください ⇒

<https://www.buchiuma-y.net/mokuzai/>



やまぐち木の家づくり推進事業補助金の要件について

1 今年度の変更点

○補助区分が3段階だったものを、1区分のみとします。

○補助区分を「優良県産木材の使用量」10㎡以上としていたものを8㎡以上とします。(※令和6年度併用していた「延床面積」の条件は廃止)

○短辺90mm以上の構造材に占める優良県産木材の使用割合が60%以上とします。

○住宅性能表示制度の見直しに伴い、耐震性について、耐震等級(倒壊等防止) 等級2又は等級3又は免震建築物であること

2 要件等

事業名	やまぐち木の家づくり推進事業
補助金額	新築1戸当たり <u>優良県産木材使用量 8㎡以上 25万円</u>
	【対象要件】 (1) 県内に自らが居住するための新築の一戸建て住宅 (2) <u>優良県産木材使用量が8㎡以上</u> (3) <u>短辺90mm以上</u> の構造材に占める優良県産木材(やまぐちブランド)の使用割合が60%以上で次のいずれかに該当 ①県産板材の使用量が100㎡以上 ②下地材等を加えた県産木材の割合が70%以上 ※やまぐちブランドで認定された県産木材製品の使用を含む。 やまぐちブランド：優良県産木材、合板、フローリング (4) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示で次の基準を満たすもの ①耐震性： <u>等級2又は等級3</u> 又は免震建築物 ②耐久性：劣化対策等級3 ③省エネ性：断熱等性能等級5以上 一次エネルギー消費量等級6以上

※太字、下線部分が要件の変更点です。